

市民の皆様へ

「市制施行70周年」「これからの・未来の鹿沼市へ」

未来に展望が開けない鹿沼市の新庁舎（市役所）整備事業

異例な教育委員会の分離分散（市民情報センターへの移設）

市長、副市長、教育長が同一庁舎内（敷地内）で、福祉・子育て・地域振興などの一般行政と教育行政の緊密な相互連携は、鹿沼市の未来にとって必要不可欠です。

宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市は同じ庁舎内に市長部局と教育委員会があり、足利市は同じ敷地内に、日光市は同じ敷地内に既存の別館があります。新庁舎整備を進めようとしている那須烏山市の基本構想は、同一庁舎内に市長部局と教育委員会をおさめ、総合的な新庁舎整備により、緊密な相互連携を進めようとしています。

鹿沼市は県内で1市のみ逆行し、

異例な分離分散の新庁舎（市役所）の建設をしようとしています。

「60億円以内で」「現在の場所に」としてきた新庁舎整備事業は、後退と縮減を繰り返し、市民の利便性の良さや行政サービスの向上を目指す新しい市役所として“いきづまり”の感が出てきています。



下野市役所（人口約60,000人）
敷地面積 約21,394㎡
延床面積 約10,790㎡

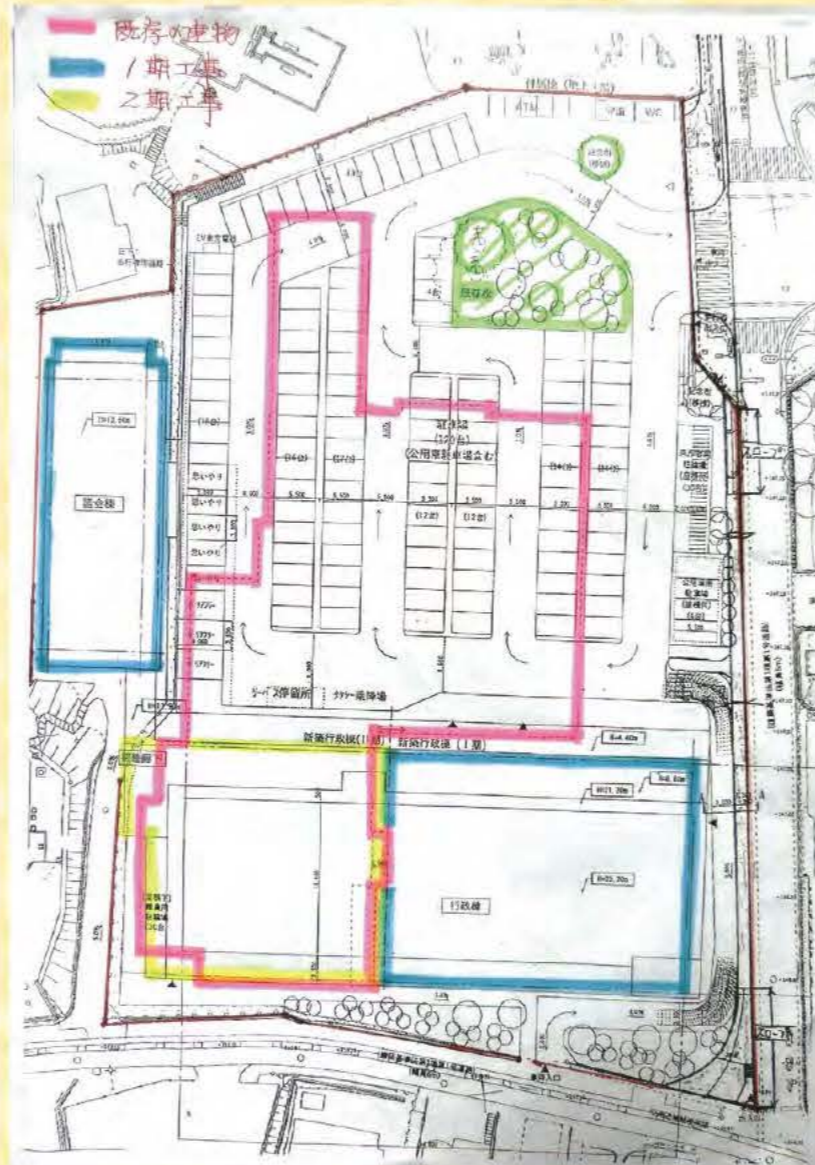


大田原市役所（人口約74,000人）
敷地面積 約28,042㎡
延床面積 約10,605㎡

鹿沼市の新しい市役所（人口約96,000人）

敷地面積 約9,808㎡
延床面積 約9,990㎡（市役所の建物の広さ）

鹿沼市役所の平面図



◎皆様のご意見をお聞かせください。

安心・安全を支える拠点づくりを！

市役所は、緊急時（災害発生時）災害対策本部を設置する重要な防災拠点です。

「現在の場所」は、狭く（約9,808㎡）行き止まりで歩道の無い狭い道路に接し、主な出入り口は1カ所であり、防災拠点として適切とは言えず、**未来に不安がつきまといま**す。

「現在の場所で」現庁舎（市役所）の業務を続けながら、新しい市役所を建設することは、**工事期間中**、利用する市民の安全性の確保や混雑の回避ができるのか、**大変な不安を感じます**。

平成30年12月の議会定例会一般質問に対する執行部答弁は、第1期工事・第2期工事における仮囲い等の工事仮設計画を策定するが、工事関係者の事務所の設置場所、車両や資材の搬入経路、工事時間等については、**入札後に工事施工業者が計画し、市や関係機関と協議するものであり、現時点で決定していない**。と答弁し、狭い場所での工事内容等について誠実な説明がなく、**市民の不安に答えることはありませんでした**。



予定される工事状況

市民の皆様、あけましておめでとうございます。本年も“ふるさとかぬま”に愛着と誇りをもって活動して参ります。より一層のご支援とご理解をお願い致します。

『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』 共同代表 鈴木 毅 ^{えびはら} 鯨原 一男 鹿沼市口栗野680 連絡先 0289-85-1125

『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』の提言 “市民の意思を確認しましょう”

新庁舎整備事業（新しい市役所建設）へ『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』からの提言

平成28年11月に鹿沼今宮神社祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録されました。屋台行事は今宮神社の神事であり鹿沼市内の最大観光資源でもあります。これからも無形文化遺産を保護し、次世代への継承に向けた一層の取り組みが求められています。

『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』は、現庁舎の場所を市中心部にゆとりと憩いをもたらす「市民の広場・市民交流の場・子どもの広場」として開放し、屋台行事を中核とした鹿沼市の『観光拠点』として位置付け、未来にわたり『観光拠点』・『交流拠点』として最も適した場所として利用し活用することにより、鹿沼市『これからの・未来の70年』の更なる活性化を図りたいと考え、提言しています。

そして、新庁舎整備をする新たな広い場所として、鹿沼市の新たな発展と可能性の拡大を図るために、近辺に鹿沼警察署や鹿沼市消防署の在る上殿町下水道用地西側付近を中心に、市長部局・教育委員会・教育委員会事務局をあわせた総合庁舎としての『行政拠点』・『防災拠点』として、新庁舎の整備を図り、鹿沼市を前進させ、発展させたいと考え、約60億円の同じ予算であるならば、鹿沼市の未来の発展と行政サービスの向上を目指し『2つの場所における拠点づくり』を提言し続けています。

新庁舎整備に関するアンケート調査結果

新しい市役所の建設（新庁舎整備事業）の場所について、平成30年7月8日（日）鹿沼市内各社新聞朝刊折込みによる平成30年8月10日（金）受取人払いアンケート調査結果は、以下の通りでした。多くの市民の皆様へ感謝申し上げます。

1. 今宮町 現在地に建設	1,247 通	(27.5 %)
2. 上殿町 下水道事務所西側付近に建設	2,987 通	(66 %)
3. その他の場所	223 通	(5 %)
不明	73 通	(1.5 %)
合計	4,530 通	

『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』 共同代表 鈴木毅・鰐原一男の調査

『鹿沼市の未来を市民と共に考える会』は、自分達が自費で行ったアンケート調査の結果が全てだ。という様な、傲慢で、独善的な考えを持っていません。市民の皆様は、色々な考えや意見をお持ちです。市長には、住民の意思を確認する「住民投票」を実施するよう提言しています。



アンケート調査票

平成31年4月予定の栃木県議会議員選挙に合わせて住民投票の実施を

平成30年12月6日 議員案第6号として提出

鹿沼市新庁舎整備位置を問う住民投票条例（提案）

(目的)

第1条 この条例は、鹿沼市庁舎の位置を現庁舎の場所を選ぶのか、鹿沼市上殿町下水道用地西側付近の場所を選ぶのか市民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、市民による投票。

(以下「住民投票」という。)

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鹿沼市選挙管理委員会に委任するものとする。

3 選挙管理委員会は、前項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、本条例の施行の日から30日以内で市長が定める日とし、選挙管理委員会は、投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する鹿沼市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条の規定による告示の日（以下「告示日」という）において鹿沼市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、鹿沼市新庁舎整備位置について市民の意思を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という）を作成するものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をしなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、鹿沼市新庁舎整備位置を現庁舎の場所、鹿沼市上殿町下水道用地西側付近の場所のいずれかを自ら○の記号を記載して、投票箱にいれなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、視覚障害などの理由により、点字により投票しようとする投票資格者及び身体の故障又は読み書きができないなどの理由により、自らの投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

4 公職選挙法46条の2の規定に関わらず不在者投票、期日前投票においても本条の規定を適用する。

(投票の方法)

第8条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、

投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効となる。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の現庁舎の場所、鹿沼市上殿町下水道用地西側付近の場所のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の現庁舎の場所、鹿沼市上殿町下水道用地西側付近の場所のいずれにも記載したか確認し難いもの
- (6) ○の記号を自署しないもの
- (7) 白紙投票

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、第4条に規定する住民投票の期日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、投票管理者、開票時間、開票場所、開票立会人そのほか住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに鹿沼市選挙管理委員会規定（昭和32年選管規定第3号）の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議員に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市民、市議会及び市長は、鹿沼市新庁舎整備位置を判断するにあたり、住民投票における有効投票の過半数の意思を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、市長が第13条の規定による行為を行った日に、その効力を失う。

“市民の声を聞こう”として、賛成した議員

赤坂日出男 増淵靖弘 津久井健吉 鰐原一男 鈴木毅